

仕 様 書

- 1 件 名
港区子育て支援員研修事業業務委託
- 2 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所
港区南青山2-25-1 子育てひろば「あい・ぽーと」ほか
- 4 目 的
子ども・子育て支援の仕事に熱意と関心を持ち、港区内の子ども・子育て支援分野の各事業等に関わる業務に従事することを希望する者に対し、必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、より多くの子育て支援員の育成と資質の向上を図る。
- 5 研修対象者
子ども・子育て支援の仕事に熱意と関心を持ち、港区内の子ども・子育て支援分野の各事業等に関わる業務に従事することを希望するおおむね18歳以上の者
- 6 業務内容
(1) 研修の実施
 - ・厚生労働省「子育て支援員研修実施要綱」に沿った研修科目の研修を実施すること。
 - ・港区の事業の特性や事業運営上の必要性を勘案した科目を加えること。
 - ・各研修は、以下のとおり実施することとする。

ア 養成研修

分 野		基本研修	共通科目	一時預かり事業	専門研修	実施回数
		8科目・8時間+演習	12科目・16時間	6科目・6時間+見学実習2日		
地域保育コース	一時預かり事業 (保育従事者)	○	○	○		2回
	ファミリー・サポート・センター事業 (提供会員)	○	○	○	ファミリー・サポート・センター事業研修	
					4科目・6.5時間	

港区派遣型一時保育事業(保育従事者)	○	○	○	港区派遣型一時保育事業研修 3科目・3時間+見学実習0.5時間
--------------------	---	---	---	------------------------------------

※ 各分野の研修科目詳細については、別紙1「研修科目詳細」参照

イ バックアップ研修

- ・各コースの修了者に対して、実践を通じて生じた問題への解決、知識・技能の維持・向上を図ること等を目的に、「バックアップ研修」を実施する。
- ・「バックアップ研修」は、厚生労働省「子育て支援員研修実施要綱」のフォローアップ研修及び現任研修に該当する講座とし、各コースに応じた内容で実施することとする。
- ・各コースのバックアップ研修は、原則として90分／1回を基本単位とし、開催回数は以下の通りとする。

対象	開催回数
地域保育コース 一時預かり事業(保育従事者) 修了者	1回／月 左記4コース 合同で実施
地域保育コース ファミリー・サポート・センター事業(提供会員)修了者	
地域保育コース 港区派遣型一時保育事業(保育従事者) 修了者	
地域子育て支援コース 地域子育て支援拠点事業(専任職員) 修了者	
地域子育て支援コース 利用者支援事業・基本型(専任職員) 修了者	随時

ウ 研修実施業務詳細

(ア)「ア 養成研修」「イ バックアップ研修」共通の業務として、以下を行うこと。

- ① 研修カリキュラム及びテキストの作成をすること。
- ② 研修の講師を選定すること。講師については、略歴、資格、実務経験、学歴に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。
- ③ 研修会場を準備すること。
- ④ 受講申込受付を行うこと。
- ⑤ 受講決定者への案内を発送すること。
- ⑥ 講座運営に関すること。

(イ)「ア 養成研修」に係る業務

- ① 見学実習場所の確保及び調整を行うこと。
- ② 受講者確保のための広報活動を行うこと。
- ③ 受講者募集チラシ、募集要項の作成及び港区内施設等への配布を行い、周知すること。

(2) 受講者及び修了者管理

ア 受講者管理

(ア) 研修科目の受講状況(出欠・レポート提出)の管理すること。

(イ) 研修予定及び受講者の受講状況を報告すること

イ 修了者管理

(ア) コース終了後「子育て支援員研修修了証書」を、履修状況を確認し発行すること。

(イ) 一部科目修了者については、発行申請があった場合に、履修状況を確認の上、「子育て支援員研修一部科目修了証書」を発行すること。

(ウ) いずれの場合も区長印は発注者が押印する。

ウ バックアップ研修管理

港区内で活動・就業等する各コースの修了者に対して、各関係機関を通して、バックアップ研修の開催案内を行うこと。

エ 受講者及び修了者名簿の管理

(ア) 受講者及び修了者名簿を作成し、発注者へ書面にて報告すること。

(イ) 当該名簿を「10 個人情報の取扱い」各項を遵守して保管すること。

7 業務報告

受注者は業務完了の翌月5日（月初めより連休となる場合は休日明け）までに、業務報告書を発注者に提出する。年度末については、3月末日に提出する。

8 契約代金の支払方法

契約代金は、各月の業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき各月で支払うこととする。

9 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報について別紙2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しな

なければならない。

- (2) 受注者は、個人情報取扱責任者を置き、個人情報の保護に関する管理体制を確立しなければならない。
- (3) 申請書や研修結果等、個人情報が記載されている文書については、施錠可能な場所に保管すると共に、保管状況を記録すること。
- (4) 本件受託業務で使用するパソコンには、最新のウイルス検知ソフトの導入をし、私有パソコンは使用しないこと。ウィニー等のファイル交換ソフトは使用しないこと。
- (5) 研修結果を紙又は電子媒体で報告させる場合、不正利用を防ぐ対策として、施錠可能なケース等を利用して発注者に引き渡すこと。または書留等相手先に確実に送付される手段にて送付させた上、発注者に電話やメール等で受領の確認をすること。
- (6) 業務終了後、個人情報が含まれた帳票類等は、当該事業の終了後に速やかに発注者に返還すること。
- (7) 受注者は契約期間中及び終了後において、当該業務に関して知り得た情報を、業務の目的外利用や第三者への提供をしてはならない。

11 環境により良い自動車の利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車件査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 その他

- (1) 研修の実施に係る一切の経費は、契約代金に含まれるものとする。
- (2) 研修受講料を受講者から徴収してはならないものとする。ただし、テキスト・教材費を実費負担として受講者から徴収することは差し支えない。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者で協議し決定する。

13 連絡先

港区子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係

地域保育コース

子育て支援員研修《基本研修》

8科目・8時間+演習

【科目名】	【時間数】	内容	目的
【講義】 地域における子育て支援の必要性～子育てのこれまでとこれから～	60分	＜子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解＞ ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③子どもの貧困及び子どもの非行についての理解	①子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。 ②家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。 ③子育て家庭への支援について理解する。 ④子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。
【講義】 国の子育て支援施策の動向	90分	＜子育て支援制度の理解＞ ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②児童家庭福祉施策等の理解 ③児童家庭福祉に係る資源の理解	①児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する。 ②児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。 ③児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。
【講義】 子どもの発達	60分	＜子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解＞ ①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び	①子どもの発達を捉える観点について理解する。 ②子どもの発達（「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」）の概要について理解する。 ③生涯発達の概要について理解する。 ④子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 ⑤「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。
【講義】 教育原理・保育原理	60分	＜子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解＞ ①子どもという存在の理解 ②情緒の安定・生命の保持 ③健康の保持と安全管理	①発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。 ②情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。 ③子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。
【講義】 対人援助の価値と倫理（カウンセリングマインドを養う）	90分	＜子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解＞ ①利用者の尊厳の遵守と利用者主体 ②子どもの最善の利益 ③守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み ④保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力 ⑤子育て支援員の役割	①対人援助の価値について理解する。 ②子どもの最善の利益について理解する。 ③対人援助の倫理について理解する。 ④保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。 ⑤子育て支援員の役割について理解する。

【講義】 子どもの虐待と社会的養護	60分	<子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解> ①児童虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	①児童虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する。 ②虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。 ③子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。 ④社会的養護の意義と現状の概要について理解する。 ⑤社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。
【講義】 子どもの障害	60分	<子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解> ①障害の特性についての理解 ②障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援等の理解	①障害特性の概要について理解する。 ②障害児支援制度の概要について理解する。 ③障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する。 ④障害児支援等の現状について理解する。
【演習】 最終課題レポート	—	①子ども・子育て家庭の現状の考察・検討 ②子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討 ③特別な支援を必要とする家庭の考察・検討 ④子育て支援員に求められる資質の考察・検討 ⑤今後の活動に向けての考察・検討	①履修した内容についての振り返りを図る ②子育て支援員に求められる資質についての理解の確認。 ③履修した内容の総括と今後の課題認識の確認。 ※内容欄のテーマをもとに、研修効果の定着を図るために、最終課題レポートにて振り返りを行う。

子育て支援員研修《専門研修》 地域保育コース〈共通科目〉

12科目・16時間

【科目名】	【時間数】	内容	目的
【講義】 乳幼児の生活と遊び	60分	①子どもの発達と生活 ②子どもの遊びと環境 ③人との関係と保育のねらい・内容 ④子どもの一日の生活の流れと役割	①発達・成長過程に応じた子どもの生活への援助方法について理解する。 ②発達にふさわしい子どもの遊びとその環境のあり方について理解する。 ③子ども同士の関わりあいが、発達を促すことについて理解する。 ④子どもの一日の生活の流れの中での保育者（※）の役割について理解する。 ※【共通科目】において、保育者とは、家庭的保育補助者、保育従事者及び提供会員をいう。
【講義】 乳幼児の発達と心理	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割	①0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。 ②子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。
【講義】 小児栄養	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント	①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。 ②幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。 ③食物アレルギーについて理解する。 ④保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。
【講義】 小児保健	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて	①保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。 ②現場に生かせる、より具体的な対応について理解する。
【講義】 新生児期から乳児期の病気	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ③事故予防と対応	①子どもに多い症状・病気を学び、その対応について理解する。 ②小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。 ③異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。

【実習】 普通救命講習	180分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう参加人数等の配慮が必要。	①乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。
【講義】 地域保育の環境整備	60分	①保育環境を整える前に ②保育に必要な環境とは ③環境のチェックポイント	①保育環境の整備に当たり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 ②保育を行うために作られた場所ではないところを保育の場として利用する上での工夫や配慮について理解する。 ③保育に必要な設備・備品とその配置について、具体的事例およびチェックポイントを示し、自己点検を行えるようにする。
【講義】 安全の確保とリスクマネジメント	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任	①保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。 ②万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。
【講義】 保育者の職業倫理	90分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討（演習）	①保育者としての職業倫理について理解する。 ②保育者の自己管理について理解する。 ③地域住民との関係づくりについて理解する。（家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する。） ④保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などについて理解する。 ⑤児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する。
【講義】 特別に配慮を要する子どもへの対応Ⅰ （気になる子どもとは？）	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法	①0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。 ②特別に配慮を要する子どもへの対応における保育者の役割について理解する。 ※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。（専門機関との連携を含む。） ③遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。
【演習】 問題解決へ向けて・討議の効果と進め方	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方 ⑤グループ討議（演習）	①研修参加者が討議のテーマにそって話し合うための方法やマナーについて理解する。 ②テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討する。 ③今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。 ④研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。

【講義】 港区子育て支援制度について	60分	①関係機関 ②地域資源	①実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。 ※ 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。
-----------------------	-----	----------------	--

子育て支援員研修《専門研修》 地域保育コース〈一時預かり事業〉

6科目・6時間＋見学実習2日

【科目名】	【時間数】	内容	目的
【講義】 一時預かり事業の概要	60分	①一時預かり事業とは ②一時預かり事業の意義 ③一時預かり事業の特徴 ④一時預かり事業従事者の基本姿勢	①一時預かり事業の子育て支援としての意義、継続的な保育との相違について理解する。 ②一時預かり事業の特徴を学び、従事者として、子どもや保護者との関わり方における基本姿勢について理解する。
【講義】 「あい・ぼーと」の一時預かり事業の保育内容	120分	①初めて会う子どもとの関係づくり ②一人ひとりの発達に応じた生活・遊びの援助 ③子どもが安心して過ごせる環境づくり ④個人情報について	①初めて会う子どもとの信頼関係を形成する具体的な関わり方について理解する。 ②一時預かり事業は子どもの家庭生活の延長にあるため、一人ひとりの状態に対応し、子どもが安心して過ごせるようにすることについて理解する。 ③子どもの不安を安心に変える具体的な関わり方について理解する。④個人情報について正しい考え方と保育現場での取扱いを理解する。
【講義】 港区の一時預かり事業の運営と保育	60分	①一時預かり事業の業務の流れ ②情報提供、受付、登録 ③記録、保護者への報告 ④職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解 ⑤港区の一時預かり事業の運営事情に合わせた保育内容	①一時預かり事業の業務の流れについて理解する。 ②記録や保護者への報告の記載の仕方、保護者のプライバシーの遵守、職員間の連携の必要性について理解する。 ③港区の実情に合わせた一時預かり事業の運営形態と保育内容を理解する。
【講義・演習】 多様化する家族問題と保護者対応Ⅰ (「一時預かり」での事例を踏まえて)	90分	①保護者との関わりと対応 ②保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応～事例を通して考える～	①保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ②一時預かり事業における保護者への対応において、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。
【講義】 実習オリエンテーション (一時預かり事業)	30分	①見学実習の目的 ②見学実習のポイントと配慮事項	①見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。 ②見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。
【見学実習】 一時預かり事業（認可保育園の場合もあり）	2日	①保育の1日の流れを見る ②保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ	①一時預かり事業の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。 ②保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。 ③子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について実習を通して理解する。 ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

子育て支援員研修《専門研修》 地域保育コース〈ファミリー・サポート・センター事業〉
4科目・6. 5時間

【科目名】	【時間数】	内容	目的
【講義】 アウトリーチ型保育 「育児サポート 子むすび」の概要	60分	①ファミリー・サポート・センターとは ②ファミリー・サポート・センターの意義 ③ファミリー・サポート・センターの特徴	①地域の相互援助活動としてのファミリー・サポート・センターにおける「育児サポート 子むすび」の活動の内容や意義について理解する。
【講義】 「育児サポート 子むすび」での援助内容と活動の実際	60分	①ファミリー・サポート・センターの援助活動における基本姿勢 ②援助活動の流れ ③活動を行う上での配慮事項 ④発達に応じた保育内容・生活援助 ⑤ファミリー・サポート・センターでの援助活動の実際	①保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。 ②援助活動の流れについて理解する。 ③年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。 ④ファミリー・サポート・センターにおける「育児サポート 子むすび」の具体的な援助について理解する。
【講義・演習】 多様化する家族問題と保護者対応Ⅱ （あいぽーと「派遣型保育」での事例を踏まえて）	90分	①保護者（依頼会員）との関わりと対応 ②保護者（依頼会員）への対応の基本 ③保護者（依頼会員）への対応～事例を通して考える～	①アウトリーチ型の保育において保護者と保育者が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割の意義について理解する。また、このために必要な知識と技術について理解する。 ②保護者との対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、アウトリーチ型の保育での事例検討などを通して考え、理解する。
【講義・演習】 あいぽーと「派遣型保育」での援助内容と活動の実際	180分	① アウトリーチ型保育の実際の活動について学ぶ ・活動経験者に援助 ・活動の実際を聞く ・活動に関する疑問・不安等についての質疑応答	①アウトリーチ型保育の先輩保育者から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。 ②援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。

港区派遣型一時保育事業研修

3科目・3時間（状況により＋見学実習0.5時間）

【科目名】	【時間数】	内容	目的
【講義】 特別に配慮を要する子どもへの対応Ⅱ （親支援を含めて）	60分	①「特別に配慮を要する子どもへの対応Ⅰ」の内容の振り返り ②特別に配慮を要する子どもの保護者への対応	①特別に配慮を要する子どもの家族への支援について学び、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを事例検討などを通して考え、理解する。
【講義】 児童期から青年期の発達と心理	60分	①「子どもの発達」の内容の振り返り ②児童期から青年期の発達の特徴	①児童期から青年期までの発達のポイントを学び、発達に応じた支援やその安全性について理解する。 ②子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。
【講義】 児童期の発達と心理 ～学童期の子どもを巡る問題の整理～	60分	①学童期の子どもを巡る問題への対応	①学童期の子どもを巡る問題についての最新情報を学び、支援現場での対応について、事例検討などを通して理解する。
【見学】（状況により） 子ども家庭支援センター 港区子ども家庭総合支援センター	30分	①港区子ども家庭支援センター（港区子ども家庭総合支援センター）の役割	①港区子ども家庭支援センター（港区子ども家庭総合支援センター）の事業と役割について理解する。

子育て支援員研修《科目ごとの質疑応答》

1 科目・4 時間

【講義】 单元ごとのまとめ	2 4 0 分	①各教科の感想と質問に応える	①受講者個人の感想と質問を全員と共有することで、学習を深める。
------------------	---------	----------------	---------------------------------

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和 5 年 4 月 1 日改正

(基本的事項)

第 1 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年港区条例第 53 号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年港区条例第 67 号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第 2 条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第 4 条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前 2 項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。